

**綾川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和 8 年 8 月

綾川町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨・現状

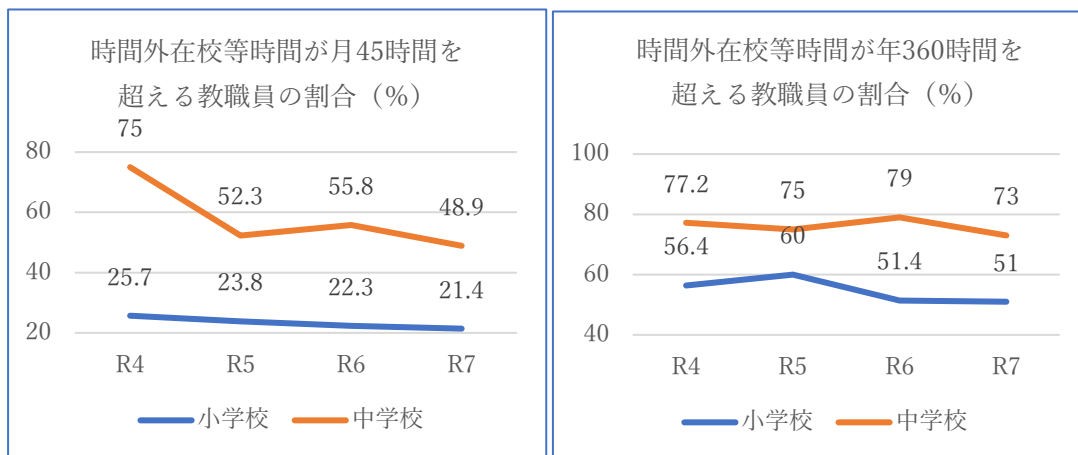
(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領に示されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行(令和8年4月1日)に伴って同法第8条に基づき策定するものである。

本計画の実施状況については綾川町総合教育会議において報告するとともに必要に応じて見直しを行いながら、効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本町の現状

- 綾川町教育委員会では、令和元年8月に「綾川町教育職員の働き方改革プラン」を策定し、働き方改革を推進してきた。また令和2年4月「綾川町立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」の中で教員の時間外在校等時間を原則、月45時間以内、年360時間以内として、教育職員の働き方改革に努めてきた。
- 町における教育職員の時間外在校等時間の状況及び教育職員ストレスチェックにおいて高ストレス者の人数割合は、以下のとおりである。



年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高ストレス判定者率(%)	13.6	13.6	15.7	10.3

- 過去4年間、時間外在校等時間が360時間を超える割合及び高ストレス判定者率は、大きくは減少していない。業務の3分類を踏まえた見直しを図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕の創出が必要である。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 月 45 時間、年 360 時間を超える教育職員数を令和 11 年度までにゼロにする。
- 職員一人当たりの 1 か月時間外在校等時間を令和 11 年度までに平均 30 時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルス等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする。
(R6 : 14.5 日、R7 : 16.4 日)
- ストレスチェックにおける高ストレス判定者率を 10%以下にする。

3 計画の期間

- 令和 8 年度～令和 11 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・ 学校運営協議会及び地域学校協働活動を通じて、働き方改革の重要性や方向性について、保護者や地域住民に理解を得るよう努める。
 - ・ 登下校時や放課後等の校区内の見守り活動に加え、環境整備、土日の灌水等において、地域人材の積極的な活用を推進する。
- 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
 - ・ 特別支援教育就学奨励費の取扱いについて、学用品通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品費の定額支給を行うとともに、同費目の保護者への直接支給を行う。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・ 「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」をめざして、学校と地域が抱える課題を議論し、相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う「地域学校協働活動」を推進する。
 - ・ 学校運営協議会及び地域学校協働活動推進員(コーディネーター)等が中心となって、地域住民による昼休みの見守り活動や、児童生徒の地域行事等への参画を行う。
- 保護者等からの苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ 教育委員会内の直接苦情等に対応する相談窓口を活用するとともに、学校が

弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により教育委員会等の行政機関に責任において当該苦情に等に対応できる体制を構築する。早い段階から法律の専門家に相談し、いじめや虐待、各種ハラスメント等困難な問題に対し、適切な指導・助言を得ることで、円滑で適正な学校運営をめざす。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・ 町教育委員会への提出文書や各種調査において、デジタル技術を活用することにより、印刷・集計等に係る事務負担を軽減する。
 - ・ 教育職員の専門性に深く関わるもの以外は、教員業務支援員等が中心となって取りまとめを行うことを推進する。
- ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ ICT 支援員等の積極的参画により、教育職員の事務負担を軽減する。
- 部活動
 - ・ 令和 8 年 3 月に策定した「綾川町立中学校部活動地域展開推進計画」を踏まえ、令和 9 年 9 月からの休日の全ての部活動の地域展開に向け、さらに、令和 10 年 9 月からの平日のすべての部活動の地域展開に向け関係団体等と連携しながら取り組む。
 - ・ 指導者の確保に向けて、地域への広報活動に努める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営
 - ・ 電子黒板の設置、校務支援システムへの機能の追加を行う等、校務 DX を一層進めることにより、教育職員業務の効率化を図る。
 - ・ 生活支援員や学校図書館指導員、ICT 支援員等の専門スタッフを活用し、学校の実情に合わせた相談・支援を行う。
- 教材教具の共同購入
 - ・ 共同学校事務室等が主導し、複数の学校と連携し、同じ備品や学習教材をまとめた数量で一括調達する。スケールメリットを活かして調達コストを削減し、業務効率化を図る。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・ 生活支援員、日本語指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校や地域の実態に応じて、適切に人員を配置し、その専門性を発揮することで、チーム学校として支援が必要な児童生徒・家庭への対応を行う。

- ・ 従来の教育支援センターに南原児童館を加え、教育相談員を拡充するとともに、関係機関や民間施設等との連携を深め、学校以外にも児童生徒の居場所を作れるよう努める。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数が、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう（小４以上は年間 1086 単位時間以内）、教育課程の点検、見直しをすることで、授業時数の平準化を図り、過度な授業負担が特定の時期や教員に集中しないようにする。
- ・ ねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない行事や活動等の見直し、放課後の活動時間内での設定など、日課表の工夫を推進する。
- ・ 事務職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図りながら、共同学校事務室を基盤とした学校事務の安定化・平準化・効率化、事務職員間の相互支援体制の構築、校務 DX の推進、研修の実施等を通じて、組織的な学校事務の強化と適正化を進める。
- ・ 勤務時間外の電話対応については、ガイダンスによる音声案内や録音機能の設定等により保護者等に教育職員の働き方改革への理解と協力を求める。
- ・ 教育委員会から地域や保護者へ、本計画の趣旨について周知し、理解と協力を求める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・ 毎月定期的開催される企画委員会や学年主任会等で、教育職員の安全衛生や健康に関する情報交換等を行い、管理職が中心となり安全安心で働きやすい職場環境の構築に反映させるとともに、課題を抱える教育職員の支援等に努める。
- ・ 全教育職員にストレスチェックを実施し、メンタルヘルスの保持増進のため県内の相談機関等を紹介するとともに、高ストレス判定者の内、希望する者には、医師による面接指導を受ける体制を整える。
- ・ 長時間労働の教育職員については、健康障害防止のため、医師による面接指導を受けることができるよう体制を整える。
- ・ 教育委員会が町内各学校の教育職員の時間外在校等時間を把握し、1 か月時間外在校等時間が 80 を超えた教育職員には、校長が面談を行い、業務の改善

とメンタルヘルスについて助言する。状況が改善しない場合は、教育委員会が校長に対して状況の確認及び指導を行う。

- ・ 各学校において、年次有給休暇の取得を促進する。
- ・ 教育職員が業務の繁忙や家庭の事情等に応じて仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るとともに教育の質の向上を図る。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出勤管理システムで毎月報告を受け、把握する。
- (2) 年次有給休暇にかかる目標の達成状況については、本町で実施している調査の結果から把握する。
- (3) 取組の着実な実行を図るため、本計画の実施状況については、定例の教育委員会及び綾川町総合教育会議において報告するとともに必要に応じて見直しを行いながら、効果的な働き方改革を進めていく。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、定例校長会を通じて本計画の趣旨や達成状況等を伝えとともに、マネジメント等に関する研修を充実させるなど支援する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- (6) 上記のフォローアップに加え、教育職員が心身ともに健康で、安心して働くことができる環境づくりに努める。

具体的には、日々の業務による疲れや心身の不調、働き方に関する相談等ができる「相談窓口」を教育委員会内に設けたり、関係機関との連携を強化し、相談できるシステムを構築したりするなど、様々な窓口を教育職員に周知する。

附則

本計画は、令和8年8月1日から施行する。